

有効期限は6月30日まで

負担限度額認定の「更新」手続きを



現在、負担限度額認定を受けている人は6月30日までが有効期限です。忘れずに更新手続きをしてください。ただし、認定は世帯の所得状況を基に判定するので必ずしも更新申請者全員が再認定される訳ではありません。

うっかり更新申請しないと
施設利用料を全額支払うこと…

有効期間が過ぎると負担限度額認定者としてサービスを利用する事ができなくなります。この場合、施設利用料などは全て自己負担となります。

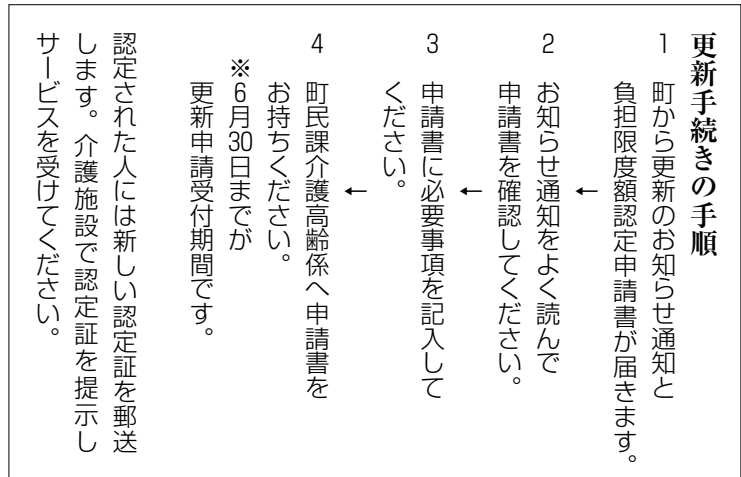
わからない事は
介護高齢係に電話をしましょう

更新のお知らせ通知と申請書を町から郵送します。内容をよく読んで、分からないところは町民課介護高齢係に問い合わせてください。電話番号は(31)25112です。

※必ず期限内に更新申請をしてください。

更新手続きの手順

- 1 町から更新のお知らせ通知と負担限度額認定申請書が届きます。
 - 2 お知らせ通知をよく読んで申請書を確認してください。
 - 3 申請書に必要な事項を記入してください。
 - 4 町民課介護高齢係へ申請書をお持ちください。
※6月30日までが更新申請受付期間です。
- 認定された人には新しい認定証を郵送します。介護施設で認定証を提示しサービスを受けてください。



特定入所者介護サービス

介護のとびら

問い合わせ先
地域包括支援センター
電話 31-25110(やまゆり共同作業所内)

特定高齢者の介護予防事業が始まりました！

「介護予防」という言葉をご存知ですか？
介護を必要としないように、また、介護が必用な状態がそれ以上悪化しないように予防するため心と体の健康を維持・回復しようという取り組みのことです。

介護保険法の改正で、今年4月から新しい枠組みでスタートした介護保険制度では、この「介護予防」を市町村が行う地域支援事業のひとつに位置付けました。町も、支援や介護が必用となる恐れが高いと判断した人(特定高齢者)を対象に「介護予防事業」を始めました。一人ひとりに合わせた介護予防計画を、地域包括支援センターが作成し、それぞれの必要に合わせた「運動器の機能向上」や10月から始まる予定の「栄養改善・口腔機能向上」などのサービスを、町が委託した事業者が提供します。

一人ひとりの状況に合わせて計画を立てるので、サービスの内容は人によって異なります。地域包括支援センターは定期的にサービスの効果を評価し、計画の

見直しや修正をしながら目標の達成に向けた支援を継続します。
9月までの間は、保健センターを会場に、運動プログラムを中心としたサービスを提供する予定です。
老化は誰にも訪れますが、進み具合を遅らせたり、体力を取り戻せる可能性もあります。

今回の介護保険法改正の大きなポイントが「予防重視型システムへの転換」です。町では、今後も介護予防への取り組みを実施していきます。高齢者ご本人、ご家族、地域のみなさん、そして町が協力し、みなさんが住み慣れた地域で生き生きと活力ある生活を送れる「介護予防重視の町づくり」を進めていきたいと考えています。

知っている？と安心！特定入所者介護サービス

施設で介護を受けているみなさん
介護施設の利用費が
減額になるってご存知でしたか？

介護保険施設に入所した場合に利用者が負担するものには
○サービス費用の1割 ○食費
○居住費 ○日常生活費
などがありません。

また、短期入所サービスと通所サービスの食費、滞在費も全額利用者の負担となります。

介護を必要とする人の負担が重くならないようにするために、利用者個々の所得段階に応じて施設サービス利用費を減額する制度があります。この制度は「特定入所者介護サービス」といい、減額を受けるためには「負担限度額認定」申請をし、認定をうけなければなりません。

新規に申請を希望するみなさんへ

申請される人の現在の所得状況が負担限度額認定を受ける事ができる段階かどうか確認させていただく必要があります。
まず、介護高齢係へお問い合わせください。

問い合わせ先

町民課介護高齢係 (31)25112
利用者負担限度額については、次ページの表をご覧ください。

利用者負担段階

第1段階	○住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 ○生活保護を受けている人
第2段階	○住民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人
第3段階	○住民税非課税世帯の人で第2段階以外の人
第4段階	○世帯内に住民税を課税されている人がいる世帯の人

1ヶ月当たりの利用費(目安)

区分	居住費		食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	
第1段階	2万5千円	1万5千円	無料
第2段階	2万5千円	1万5千円	1万円
第3段階	5万円	4万円	1万円
第4段階	居住費と食費は全て自己負担となります。		2万円

1日当たりの利用費(基準額)

ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	食費
1,970円	1,640円	1,640円	3,200円	1,380円